

# 融資関係手数料一覧表

No. 1

令和4年4月1日現在

## 1. 不動産担保事務取扱手数料

(単位:円)

担保設定額	単位	手数料	摘要
10百万円未満	1契約	11,000	・事業資金・消費資金(住宅ローン除く)が対象となります。また、アパート・マンションローンも含まれます。 ・当金庫定款に定める地区外物件取得の場合、左記手数料とは別途、現地調査のために要する交通費(実費:JR運賃等公共交通機関利用基準)をいただきます。
10百万円以上20百万円未満	1契約	22,000	
20百万円以上30百万円未満	1契約	33,000	
30百万円以上50百万円未満	1契約	44,000	
50百万円以上	1契約	55,000	
担保に関するすべての変更	担保の変更追加、極度減額 担保差替え、順位変更等	11,000	
担保物件に関する各種同意等	開発行為許可申請の同意等	5,500	

\* 上記手数料は消費税を含みます。

### (1) 新規設定、極度増額について

- ・ 共同担保の場合は、1契約として取扱いします。
- ・ 「担保権を譲り受ける」場合は、新規設定として取扱いします。
- ・ 「極度の増額」は、増額部分に対して手数料がかかります。
- ・ 「極度の増額」を伴わない出来上がり担保の場合、手数料はかかりません。□ □
- ・ また、アパート・マンションローン等の新規契約で、当金庫にすでに設定されている根抵当をご利用される場合も手数料はかかりません。

### (2) 担保に関するすべての変更について

- ・ 不動産担保に関するすべての変更は、標記手数料がかかります。
- ・ 不動産担保に関するすべての変更とは、お客さまの申し出等による「追加設定」、□ 「極度の減額」、「担保差替え」、「一部解除」、「被担保債権の変更」、「債務者の変更」、「担保権の譲渡」等が該当します。「全部解除」については該当しません。
- ・ 事業資金で「追加設定」と「極度の増額」が重複した場合、「極度の増額」に対しての手数料がかかります。
- ・ 事業資金以外の消費資金で、「追加設定」と「極度の増額」が重複した場合、変更手数料がかかります。

## 2. 根) 抵当権解除証書及び委任状等の紛失による再発行手数料

- ・ 担保権1設定ごとにつき、「2,200円(消費税含む)」  
(ただし、住宅金融支援機構は除く)

## 3. ABL(動産・債権担保)事務取扱手数料

- ・ 譲渡担保設定契約1件につき、「55,000円(消費税含む)」  
(譲渡担保登記の有無を問わない)